さいたま市食品安全推進課 御中

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 柿沼トミ子 代表幹事 加藤ユリ 代表幹事 伊藤 恭一 事務局長 岩岡宏保

「平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画」

作成にあたっての要望書

日頃より、さいたま市における食品の安全確保対策のためにご尽力されていることに対し、心から敬意を表するものです。また、食の安全基本方針に基づく施策を積極的に実施するとともに、毎年食品衛生監視指導計画を策定し、食品関連施設等への監視指導等を実施し、市民の食の安全確保にむけてのご努力に敬意を表します。しかし、食材虚偽表示問題、冷凍食品への農薬混入事件、ノロウイルスによる集団食中毒等、消費者の食に対する不安は大きいものです。消費者の健康を守り、不安を解消するための更なるご努力をお願いするところです。

このような中、作成されました平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画 (素案)については、食品衛生法第24条に従い作成されています。また、同法64条2項では「計画作成時には必要事項を公表し広く住民の意見を求めなければならない」旨、定められているところから、今回の意見募集は同法に従った手続きだと認識し、要望書としてとりまとめましたのでよろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 以前もお願いしておりましたが、意見募集の開始を早めてください。 2月 下旬まで意見募集が行われますが、新年度に向けての準備期間としては短い のではと心配しております。食品の安全確保はさいたま市にとって重要な施 策の一つです。予算的措置を含む充実した施策の検討計画、十分な意見募集 の期間と透明性の高いプロセスを確保する上から、素案の公表を 12 月上旬ま でに行い、市民の意見募集を行うようお願いいたします。
- 2. P.4 と畜場

BSE対策で、今まで多くの獣医師の時間と検査費が費やされてきました。 全頭検査がなくなったという大きな状況の変化の中で、今までの資源がどう 生かされるのか、教えてください。ぜひ、これからの食の安全確保に向けた 施策に有効に生かしてください。

3. P.5 (3) 生食用食肉等の提供施設の監視指導

さいたま市では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても予防対策を講じていることは評価するところです。しかし、ホームページやグルメ紹介雑誌には新鮮だとうたい、鶏たたき等を扱っていることをセールスポイントにしている店が見受けられ、一方通行のように感じます。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用する機会はたいへん多く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べてしまいます。このような事実を踏まえ、さらに厳しい監視指導を行ってください。さらに、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を引き続き行ってください。

4. P.6 3 監視指導対象施設及び監視指導回数

平成24度の実施結果を見ますと、さいたま市の管轄総数20,635施設のうち17,383施設の立ち入り検査が行われたということですが、施設への監視指導が行われなかったところは、どのようにして監視指導していく計画なのでしょうか。他県で、多数の食中毒患者を出した施設では、衛生管理が行き届いていなかったと報道されていました。さいたま市では、このようなことがないよう監視指導を行ってください。

5. P.7 Ⅲ 食品等の検査

食品の偽装表示問題は、昨年大問題になりました。この計画案にも「適正に表示された食品であるかどうか監視指導を行う」と書かれていますので、ぜひDNA鑑定調査を行い、産地や畜種などの情報が適正に表示されているのかどうか積極的に検査してください。

6. P.10 IV 危機管理

冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品テロ、フードディフェンスの仕組みの確立が急務だと思われます。危害防止対策や監視指導の計画を早急に立ててください。もし、健康被害を訴える人や疑わしい食品が見つかった場合は食品テロを疑い、速やかに検査を行ってください。そして、結果や対策を広く市民に広報してください。また、現在の食品の流通状況を考えると、さいたま市内だけでの対策では不十分です。広範囲において情報の一元化を行い、広報できるようなシステムを構築してください。

7. P. 10 V 食品等事業者の自主管理と・・・

①中小規模施設でのHACCPの推進は、行政の指導や助言なしには進みません。 中小規模の多いさいたま市での衛生向上のためにも、積極的な指導をお願い します。

②食材虚偽表示問題を受け、国の政策にも動きがあるようです。さいたま市でも、ますますの関係部局との連携を市民は期待しています。また、職員は、日々学習を行い、的確で迅速な対応ができるようにしてください。

8. P.12 (3) ノロウイルス食中毒予防・・・

最近、ノロウイルスによる集団食中毒が何件もおきています。調理従事者の健康管理等は当然ですが、施設の衛生管理の徹底等、一年を通して監視指導を行ってください。また、二次感染はいろいろな経路が考えられます。不特定多数の人が利用する場所や、食事をすることができる施設を持ったあらゆる所の手洗い場に、液体せっけんを常備することの協力を呼び掛けてください。

9. P.12 (4)食の安全・安心市民講習会(5)サイエンスラボの開催 平成24年度の実施結果を見ますと、広く市民に対して知識の普及啓発と 意見交換の推進が行われているようには感じられませんでした。来られた方 の満足度、さいたま市側の達成状況を教えてください。今後は、広く広報し、 いろいろな区で多くの人を対象に行ってください。

10. P.12 WⅢ 人材の育成

①食品等事業所の食品衛生責任者等の資質向上はもちろんですが、そこで働く人全員の衛生教育を行ってください。ひとりひとりの理解のもと衛生管理を行うことができれば、市民にとって大きな安心につながります。

②アレルギー物質表示の周知徹底を図ること、混入防止についての監視指導を期待しております。さらに、小規模な製造者や販売者も、従来通りの確認や指導に加え、アレルギーの基本的なことについても学習してもらい、表示の重要性を再確認できるよう指導してください。消費者にとって危害防止の観点だけでなく、精神的なフォローにもつながるのではと考えられます。

以上

埼玉県消費者団体連絡会

所在地:さいたま市浦和区岸町7-11-5

電話: 048-844-8971

Fax: 048-844-8973